

公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター

役員報酬等及び費用に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人 我孫子市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第28条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 総会で選任された理事のうち、当センターを主たる勤務場所とし、週3日以上このセンターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員 常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称を問わない。
- (5) 費用 職務の執行に伴い発生する旅費、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支給する。
- 3 常勤役員にはその職についた日から報酬を支給し、常勤役員が任期満了、辞任、解任又は除名により職を離れたときはその日まで、死亡によりその職を離れたときはその月まで報酬を支給する。
- 4 役員には、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 常勤役員の報酬の額は、別表1に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て決定するものとする。

- 2 非常勤役員の報酬の額は、別表2に定める金額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬等の支給日は、公益社団法人 我孫子市シルバー人材

センター職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第4条を準用するものとし、非常勤役員は必要の都度支払う。

（報酬等の支払方法）

第6条 報酬等は現金で支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人の申し出により積立金等を控除して支給する。

（通勤費）

第7条 常勤役員の通勤費は、職員給与規程第23条を準用する。

（費用）

第8条 役員がその職務の遂行に当たり要した費用については、これを支払う。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、役員報酬等及び費用に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則（平成23年3月28日総会議決）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成28年5月25日総会議決）

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年5月30日総会議決）

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和4年6月9日総会議決）

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

別表 1（第 4 条第 1 項関係）

常勤役員報酬

区 分	金 額
会長	月額 50,000 円までの範囲内
常務理事	月額 300,000 円までの範囲内

別表 2（第 4 条第 2 項関係）

非常勤役員報酬

区 分	金 額
理事会又は専門部会に出席した 場合	1 回 3,000 円
監査業務のうち会計監査（決算及 び四半期ごと又は半期ごと）に従 事した場合	1 日 6,000 円
上記以外の業務に従事した場合	1 回 2,000 円